

第十九回国会  
衆議院

# 文部委員会厚生委員会連合審査会議録第一号

(九五五)

昭和二十九年五月十日(月曜日)

午前十時四十六分開議

文部委員会  
出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 竹尾 式君 理事 長谷川 峻君

理事 田中 久雄君 理事 野原 覺君

伊藤 輝一君 坂田 道太君

原田 憲君 山中 貞則君

辻原 弘市君 山崎 始男君

前田榮之助君 小林 信一君

厚生委員会  
出席委員

理事 青柳 一郎君 理事 松永 佛骨君

理事 長谷川 保君

越智 茂君 降旗 徳弥君

安井 大吉君 亘 四郎君

山下 春江君 滝井 義高君

柳田 秀一君 岡 良一君

杉山元治郎君 三宅 正一君

出席政府委員

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

厚生事務官 (公衆衛生局長) 楠本 正康君

委員外の出席者

厚生事務官(児  
童局保育課長) 吉見 静江君

農林事務官 下條菊次郎君

文部委員会専門員 石井 勲君

文部委員会専門員 横田重左衛門君

厚生委員会専門員 川井 章知君

厚生委員会専門員 引地亮太郎君

本日の会議に付した事件

学校給食法案(内閣提出第一四〇号)

〔辻委員長長委員長席に讀む〕

〇辻委員長 ただいまより文部委員会  
厚生委員会両委員会の連合審査会を開  
会いたします。

学校給食法案、内閣提出第一四〇号  
を議題といたします。

## 学校給食法案

### 学校給食法

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児  
童の心身の健全な発達に資し、か  
つ、国民の食生活の改善に寄与す  
るものであることにかんがみ、学  
校給食の実施に關し必要な事項を  
定め、もつて学校給食の普及充實  
を図ることを目的とする。

#### (学校給食の目標)

第二条 学校給食については、小学  
校における教育の目的を実現する  
ために、左の各号に掲げる目標の  
達成に努めなければならない。  
一 日常生活における食事に  
ついて、正しい理解と望ましい習慣  
を養うこと。

#### 二 学校生活を豊かにし、明るい 社交性を養うこと。

#### 三 食生活の合理化、栄養の改善 及び健康の増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費に  
ついて、正しい理解に導くこ  
と。

#### (定義)

第三条 この法律で「学校給食」と  
は、前条各号に掲げる目標を達成  
するために、学校教育法(昭和二

十二年法律第二十六号)に定める  
小学校、盲学校、ろう学校又は養  
護学校(以下「小学校等」と総称  
する。)において、その児童に対し  
実施される給食をいう。

#### (小学校等の設置者の任務)

第四条 小学校等の設置者は、当該  
小学校等において学校給食が実施  
されるように努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学  
校給食の普及と健全な発達を図る  
ように努めなければならない。

#### (経費の負担)

第六条 学校給食の実施に必要な施  
設及び設備に要する経費並びに学  
校給食の運営に要する経費のうち  
政令で定めるものは、小学校等の  
設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校  
給食に要する経費は、学校給食を  
受ける児童の保護者(学校教育法  
第二十二條第一項に規定する保護  
者をいう。)の負担とする。

#### (国の補助)

第七条 国は、公立又は私立の小学  
校等の設置者に対し、政令で定め  
るところにより、予算の範囲内に  
おいて、学校給食の開設に必要な  
施設又は設備に要する経費の一部  
を補助することができる。

#### (補助の申請等)

第八条 小学校等の設置者は、前条  
の規定により国の補助を受けよう  
とする場合においては、政令で定

めるところにより、文部大臣に補  
助金の交付申請書を提出しなけれ  
ばならない。

2 文部大臣は、前項の規定により  
補助金の交付申請書の提出を受け  
たときは、補助金を交付するかし  
ないかを決定し、その旨を当該小  
学校等の設置者に通知しなければ  
ならない。

#### (補助金の返還等)

第九条 文部大臣は、前条第二項の  
規定により補助金の交付の決定を  
受けた者が左の各号の一に該当す  
るときは、補助金の交付をやめ、  
又はすでに交付した補助金を返還  
させるものとする。

#### 一 補助金を補助の目的以外の目 的に使用したとき。

二 正当な理由がなくて補助金の  
交付の決定を受けた年度内に補  
助に係る施設又は設備を設けな  
いこととなつたとき。

#### 三 補助に係る施設又は設備を、 正当な理由がなくて補助の目的 以外の目的に使用し、又は文部 大臣の許可を受けないで処分し たとき。

四 補助金の交付の条件に違反し  
たとき。

#### 五 虚偽の方法によつて補助金の 交付を受け、又は受けようとし たとき。

#### (小麦等の売渡)

第十条 国が、食糧管理特別会計の  
負担において買入れれた小麦又は  
これを原料として製造した小麦粉

を、農林大臣が文部大臣と協議し  
て定める売渡計画に従い、食糧管  
理法(昭和十七年法律第四十号)  
の定めるところにより、学校給食  
用として売り渡す場合における売  
渡しの予定価格は、食生活の改善  
のため必要があるときは、食糧管  
理法第四條ノ三第二項の規定にか  
かわらず、農林大臣が定める価格  
によるものとする。

#### (小麦等の用途外使用の禁止)

第十一条 前条に規定する小麦又は  
小麦粉を学校給食用として買い受  
けた者、その者から当該小麦又は  
小麦粉を学校給食用として買い受  
けた者及びこれらの者のために当  
該小麦又は小麦粉を保管する者  
は、当該小麦又は小麦粉を学校給  
食以外の用途に供する目的で譲渡  
し、又は学校給食以外の用途に使  
用してはならない。

#### (報告の徴収)

第十二条 文部大臣又は農林大臣  
は、第十条に規定する売渡計画の  
立案又は実施のため必要があると  
きは、公立又は私立の小学校等の  
設置者に対し、学校給食に關し必  
要な事項の報告を求めることがで  
きる。

#### (政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもの  
のほか、この法律の実施のため必  
要な手続その他の事項は、政令で  
定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「麦ノ壳渡」を「麦ノ壳渡及学校給食法（昭和二十九年法律第 号）第十條ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ壳渡」に改める。

○辻委員長 本案に対する質疑を通告順に許します。松永佛骨君。

○松永（佛）委員 今回の学校給食法が法案として生れたことは、私どもにとりましてまことに喜ぶべきことであると存じますが、私どもは厚生委員会に所属しておりまして、常に国民の保健衛生とかあるいはいろ／＼な生活の改善その他の問題について検討いたしておるわけでございます。この学校給食法案は、りっぱなものではありませんが、さらに画龍点睛の意味をもちまして、よりよき法案をつくって行くという上から、私どもの意見を二、三お聞きを願ひ、かつ質問に対してお答えを願ひ、また後ほど同委員の協議会をお聞き願ひれば、その際に忌憚なく申し上げて、この法案をよりよきものにしていただきたい、かように存じておるわけでございます。

それで、この法案を拝見いたしますと、原則は学校給食法であり、法律の目的、学校給食の目標、この点はよくわかるのでございまして、この学校給食の目標の第一、第二は当然でございしますが、第三の「食生活の合理化、栄養の改善と健康及び増進を図ること。」

第四の「食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。」これら目標にうたわれておるわけでございします。この食生活の合理化、栄養の改善というものは、特に学校の児童のみならず、現在の日本の食糧事情から申しましてもきわめて重大なことであるとして、従来の日本人の持つていた満腹感から、カロリ本位、栄養本位の食糧に改善すべきことは当然であると存じますが、せつかくこの学校給食法案が、できるでございしますから、この食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進、こういったことにさらに百尺竿頭一歩を進めて、現在厚生行政の中にございします栄養士その他の関係者を織り込んで、食生活の改善あるいは伝染病の予防という方面にも資さなければならぬと思つてございしますが、現在当局におかれては、この栄養士その他の関係はどうかというふうに調理専門従事員を置かれるおつもりでありますか伺いたいと存じます。

○近藤政府委員 現在学校で実行いたしております学校給食に際しまして、給食のための調理その他栄養基準の配分等につきましては、それ／＼専門の栄養士の指導によつて行つておるわけでございします。ただいま栄養士の資格を持つております者が全国に相当多数を配されております。学校のみならず学校給食会あるいは市町村の教育委員会にもそれぞれ配置されておりました。それらの指導によりまして給食の栄養の基準量あるいは食生活の合理化あるいは施設の整備というふうなことにつきまして指導を受けておるわけでございします。ところでこの栄養士

を全部学校に配置することは、これはまことに好ましいこととございします。で、私どももいたしましてそう思う方向に指導を考えたと思つておりますが、何分目下その過程にございまして、ただいまのところでは学校の全部に栄養士が配置されておるといふような状況に参つておりません。一部は学校給食会とか市町村の教育委員会とかあるいは府県の教育委員会にあるとかいうことになつておりますので、まだその過程にあるわけでございします。しかしながらこの学校給食の上におきまして栄養の改善とかあるいは調理室の整備というふうなことはきわめて重要な点でございします。これらの問題につきましては、指導をいたしましては、栄養士の指導を受けるということ、を、私どももいたしましてはたえず指導をいたしておるわけでございします。そこでこの栄養士をどういうふうな今後配置するように指導するかという問題でございしますが、これは栄養士は漸次ふえて参つております。またそれらが漸次学校に配置いたされておりますことはまことに喜ばしい現象であると考えておりますが、まだこれを強制的に各学校に全部配置するといふことはまだ参つておりません。これはやはり時間をかけまして、漸次学校に専門の栄養士を置くという方向に持つて行きたいと思つております。ただいま学校におきましては学校の教員がこの資格を持つておる者もございしますし、またあるいは講習等を受けておる者がございします。専門的な知識を持つておる者がございします。そういう方々の指導も十分活用して参つておるような次第でございします。将来につきましてはこの

を全部学校に配置することは、これはまことに好ましいこととございします。で、私どももいたしましてそう思う方向に指導を考えたと思つておりますが、何分目下その過程にございまして、ただいまのところでは学校の全部に栄養士が配置されておるといふような状況に参つておりません。一部は学校給食会とか市町村の教育委員会とかあるいは府県の教育委員会にあるとかいうことになつておりますので、まだその過程にあるわけでございします。しかしながらこの学校給食の上におきまして栄養の改善とかあるいは調理室の整備というふうなことはきわめて重要な点でございします。これらの問題につきましては、指導をいたしましては、栄養士の指導を受けるということ、を、私どももいたしましてはたえず指導をいたしておるわけでございします。そこでこの栄養士をどういうふうな今後配置するように指導するかという問題でございしますが、これは栄養士は漸次ふえて参つております。またそれらが漸次学校に配置いたされておりますことはまことに喜ばしい現象であると考えておりますが、まだこれを強制的に各学校に全部配置するといふことはまだ参つておりません。これはやはり時間をかけまして、漸次学校に専門の栄養士を置くという方向に持つて行きたいと思つております。ただいま学校におきましては学校の教員がこの資格を持つておる者もございしますし、またあるいは講習等を受けておる者がございします。専門的な知識を持つておる者がございします。そういう方々の指導も十分活用して参つておるような次第でございします。将来につきましてはこの

栄養士の活用ということにつきまして、は、私どももいたしまして大いに意を用ひたい、かように考えております。○松永（佛）委員 ただいまのお答えに、この学校給食法の第五條の中に「普及及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るに努めなければならない。」ここにすべて包含されるのだと思ひますが、これはきわめて広義の解釈でありますし、また漠然としておるきらいもございしますが、私どもは昭和二十七年、一昨年の七月ごろであつたかと思ひますが、当時やはり厚生委員をいたしておりました時分に、栄養士法という法律が制定されたのであります。大体この法律によりますと、医療法におきましては収容患者百名に対して栄養士を一名置かなければならない、また労働基準法の労働安全衛生規則においては一回三百食、一日五百食以上の給食を行う工場その他においては栄養士を置かなければならないといふことを、原則的に法律として制定をされておるわけでございしますが、学校におきましても予算の関係その他においてこれを急遽にすべしと実施することは困難であるといひました。少くとも五百食以上給食を行うところには栄養士を置かなければならない、順次にこれを準用して行く、それには予算の関係上、専任の栄養士を置くよりは先生を一人ふやしたい、こういう学校側の希望もあることであります。それから、かつて衛生教官を学校に置く場合に、学校の先生があるいは講習を受け、あるいは特に勉強されて衛生保健士その他の資格をとつて、そうして

衛生教官を名乗つて、それに対する手当を得られるという例もありますので、今後そういうことが法律の面においてうたわれれば、学校の先生も努めて栄養士の資格者たることを急ぐであろうということも考えられます。またそういう法律もありました。に、医療法においては百名あるいは工場会社は三百名以上という原則がございします。一回五百ないし一千食以上を供給する学校にして何ら栄養士に触れていないという学校給食法も、これもちよつと法の不備と申しますか、そういう感なきにしもあらずだと思ひますが、これはひとつ第五條の地方公共団体の任務、こゝいつた面に、少くとも学校給食においては主務大臣の定める基準に適合する栄養量、乳、乳製品、清浄な野菜その他の栄養的な食品からなる合理的な食形態で健康を確保することができるよう努めなければならないとともに、小学校等の設置者は学校給食を実施する場合においては必要な衛生施設を設け、かつ栄養士を置くように努めなければならぬ、こゝいつたような法文を加えていたのだいて、この学校給食法をより有終の美果を収められるようにとわれわれは希望するのでございしますが、それに対する当局の御意見はいかがでございしますか。

○近藤政府委員 栄養改善法との関係でございしますが、この法律ができました。でも、栄養改善法との関係におきましては従来と同じように私どもは考えております。学校給食に対する従来の栄養改善法の適用につきましては、栄養改善法に規定されておりますが、栄養改善法に規定されておるが、そ

れと調査指導、これは第十一條の報告の徴取などは、学校給食の場合に限りまして、都道府県知事の所管行政から離れまして教育委員会を通じて行われることが規定されておるのでございませう。従いまして学校に対する栄養指導は教育委員会の依頼に基づくものでありまして、または教育委員会が了承したときに限りまして栄養改善法による栄養指導員が実地に直接指導を行う、また報告の徴取につきましても教育委員会を通じて行われるということに理解をしておるのでございませう。この点につきましては、この法律ができてから栄養改善法との関係におきましては従来と同じように私は理解しておるのでございませう。また学校給食の衛生管理の場合におきましても、教育委員会法の施行令に規定しております基準に基づきまして教育委員会が保健所の協力を求めるということになつておりますが、この点につきましてもさうは考えておりますので、栄養改善法との関係におきましては従来と同様に密接な連絡を持ちまして事を進めて行くように理解しております。その際に栄養改善法の趣旨にもとらうなことをするとか、あるいは栄養改善法とはまるで違つたことをするとういうようなことは毛頭考えておりませんので、その立法の趣旨から申しまして、従来法律がなかったときにいたしておりましたと同じようなことで、厚生当局とは密接に連絡を持つて参るといふふうに考えております。

ただ給食を食わせればいいんだというような状態が、現在の状況化においては大半ではないか。現に学校で給食の方を専門にやつておつた女教員で、少し呼吸が苦しいからといって退職をいたしました人を私の方で現在女中に雇ひ入れておりますが、これの栄養調理法を見ますと、われ／＼専門外の者が見ても突に戦慄するような非常識なやり方をして、ほうれん草を煮出したおしるをそのまま使つて、おしるがたぐさいるから、しるを捨てておるといふような状況を見るのであります。われ／＼は専門家でございませうから、詳細な数字はわからないのであります。約二十ミリグラムのビタミンが含まれておる。ところがそれを大根おろしにしてすぐに食えば、二十ミリグラムが、百グラムでそのまゝ吸収されまゝ、大根おろしにしても、約十五分経過すると、その二、三十パーセントが消費されておる。しかもこれをたき出した場合には、半分以上消費して、たき出したしるを捨てると、ビタミンCは残らないといふことが、たしかおとといか、二、三日前の説話か、大毎の家庭欄に書いてあつたのですが、現在の家庭の状況もまづたこれに近い状況下に置かれておる。日本人の多年の習慣である満腹感を、こういう学校の給食法というものができて、学校児童の給食の時代からこれを栄養本位の生活に改善しなければならぬといふことを痛感いたしましたのであります。そこで現在の状況下ですぐに栄養士を一人置くことは、教員不足の折から、各学校においても教育委員会においてもそれは無理だと言ふかも知れませう。

から、保健所の指導を受けて栄養調理を行うて行くという方針は、今のところはやむを得ないと思ひますが、しかし将来はやはり栄養士を置かなければならぬ、置くべきであるといふことを私は義務づけておいていただく必要があるといふことをまず考えるのであります。

なお最近給食病、集団中毒が相当数起つておるようでありませう。現にこの間の新聞に発表されました上目黒小学校の集団欠席、赤痢型の給食病といふことで、二百二十三名の集団中毒が先月の十三日に起つておるといふようなことを見るのであります。こういう点を勘案しますと、どうしても給食の調理専任員に対して健康診断その他の方法を行わなければならないといふことをやはり法文の上にもうたつておく必要があると思ひます。ところが、現在給食病あるいは給食による集団中毒の状況はどういふふうになつておりますか、一応お聞かせにあつたかと思ひます。

○楠本政府委員 お答えを申し上げます。現在まで学校給食に起因いたしました、食中毒として発生いたしましたものは、昭和二十四年から二十九年まで件数にして十九件、患者約六千名に達しております。一方不明熱性疾患あるいは赤痢その他の伝染病、かようなものは現在まで合計二十八件、患者の総数は約八千名に達しております。そのうち死亡者は本年四名を出しております。以上が大体の概要でございませう。

○松永(佛)委員 そうしますと、そういう給食病とか集団中毒が発生するのと、その都府保健所その他からあつてふために専任員の身体検査をやつたりしておられるという現状なんですか。

○楠本政府委員 現在教育委員会法におきまして厚生、文部両省の共同政令が出ておりまして、これによりまして、この学校給食に従事しております職員、関係者等は、保健所が協力して健康診断を行う仕組みに相なつております。それから一方これらの内容の改善と申しましようか、施設あるいは調理の改善等につきましても、同じく施行令によりましてお互いに協力して実施することに相なつております。ただ患者が発生した、あるいは中毒事件が起きたといふようなことになりましたと、これはそれ／＼保健所の疾病予防の対策あるいは中毒対策の一環として、こちらで処置をなす。厚生省側、保健所側が独自の立場で処置をとるといふこともやむを得ないことだと存じております。

○松永(佛)委員 これはもう教育委員会法によつて定期的に身体検査その他はやつていらつしやるのですか。

○楠本政府委員 その通りでございませう。

○松永(佛)委員 そこでこれは今日の衛生思想、保健思想の普及した文化国家としての日本として、そういうことは当然だと思ひますが、やはり法文には一応さういつたことも織り込んでおかれてはいかかかと考えるのでございませう。これは文部委員の方々とも、あとでひとつ懇談会の機会でもございまして、適当に御相談申し上げたいと存じます。

に掲げる目標を達成するために、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校において、その児童に対して実施される給食をいふ、かようにあるのでございませう。これは現在の段階におきましては、これ以上予算措置その他については無理だと存じますが、これは国民大多數の希望でもあり、これをいいて中学校、高等学校に及ぼすといふ計画があらひなるのでございませうか、その点も伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 この第三条には御指摘のようによつて「小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と略称する。以下において「と」ありまして、大休小学校等の児童を中心にして行うといふ規定でございませう。と申しますのは、ただいま私どもで学校給食を行つております対象は小学校児童でございませうので、従いましてそれを基礎にいたしまして立法いたします場合には、どういたしましてかのような規定にならざるを得ないのでございませうが、しかしながら学校給食がただ単に小学校等の児童のみを対象とする性質のものではないに、やはりこれは養育の時期にありまして、中学校の生徒もこの対策の中に加えるといふことが理想ではないかと考えておりますので、私どもの研究の過程におきましては、中学校の生徒もこの中に加えることが適当ではないかといふような検討はいたしております。

○松永(佛)委員 ただいまの御答弁まことにわが意を得たものでございまして、けつこうでございませうが、義務教育として六・三・三がうたわれておる

以上、いずれは中学校、高等学校に及ぼすべきものであるというものを原則的に考へるに於ては、そのことを中核として国民の栄養改善、同時にまた階級の普及、農村経済の振興、ひいては国際収支の改善、いろいろないわば一石三鳥、四鳥の効果をねらつての意思を表示し、政府にその実施方を強く要望したわけなので、そのときにも当然常識的に考へられるのは、おとなの場合にはなか／＼食生活の改善は言ひにやすくして行ひに於ては、小さい子供たちを学校で集団的にこのように指導して行くとするならば、これがまず実践の具体的な糸口であるという事を強くその当時われ／＼も思い合せておつたわけなので、政府の方でもこの決議案に於いて食糧に対する協議会を設置されておられるのであります。そこでわれ／＼のこの決議案の趣旨を實踐する突破口としての学校給食の立案の過程にあつた、文部当局の方では食糧に対する協議会との間に何らかの連絡があつたのか。またその趣旨をいかようにそこに生かそうとしておられたか。その点について具体的な折衝の過程があり、また内容的に具体的な問題があるならば、まずお伺いしたい。

○近藤政府委員 御指摘の保育所の給食でございますが、戦後学校給食がアメリカからの援助物資によりまして再開されて以来、保育所につきまして私どもの方で一括いたしましたミルトをお世話し上げておるのでございませう。私どもの気持ちとしては保育所につきましても児童と同様に考へておられますので、今後もお世話を申し上げる気持ちにはかわりはないのでございませう。しかしながらこの法律が児童の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するということと、並びにこれが学校教育の一環として

給食法を制定するという建前からいへば、ここに保育所というところをあげますことは、やはりこの給食法の本来の趣旨から申しましていかかという議論もいろいろございまして、実は保育所をこの面から除いたのでございませうが、将来とも保育所につきましては、私もいろいろと申しまして従来とかわりなく物資その他につきまして御援助申し上げることはちつとも苦勞ではございませうので、さういふ方針を持つております。先ほど申し上げましたように学校教育の一環というよりな意味から申しまして、保育所を入れます場合にはさらに問題がいろいろ出て参ります。たとえて申しますればこれは幼稚園の問題もありません。あるいはまた高等学校の給食の問題などもこれに関連いたしまして出て参りますので、いろいろ検討いたしました結果、この法律案といたしましては保育所を除きまして、児童だけに限定したような次第であります。

○松永(佛)委員 これは学校生徒、児童の教育の一環としての学校給食法という建前から保育所を除かれたということにつきましてはどうもどうもどうも存じますが、ただ学校給食の目標とするところ「食生活の合理化、栄養の改善と健康及び増進を図ること」といふ一つの条項がうたわれてあります以上、私どもの常識的な考え方から見まして、小学校へ入学をする満六才までの間に大体あらゆる言葉を覚え、あらゆる教育の基礎をつくる、いわゆる基礎工事でありまして、そうして小学校へ入学後の六年間におきまして、生徒六年間の約倍足らずのものを養育して、あとは一生かかつてそれだけの知

恵がついて行かない、あるいは身長その他も伸びて行かないということが大體人生記録の原則のように思ひます。そういう観点から見まして、やがて小学校へ入るその基本的な児童という意味からこの保育所——将来予算措置がでますけれども幼稚園も加えていただくということも大きな目的として、ただちにはできないが保育所は現行法によつてやつて行く、追つてこの実施の域を幼稚園、中学校等に進めるといふことをひとつこの給食法に織り込んでいただくことがよりよき法案になるのではないかと、さういふふうにも考へるのでございませうが、さういふふうにして参ります。さういふふうにして参りますのでございませうか、ひとつお話を願ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 保育所をさしあつて現行通りやることにしましては、私もどうもさう考へております。ただ保育所というものをこの法律に規定することがいかかというだけでございまして、しからば法律に規定したためにこの法律がどういふことになるかという点につきましてはまだ私も検討しております。かりに附則等におきまして保育所を入れるということにいたしましたとしても、どうも学校給食法の本来の趣旨から考へましては、さういふふうなことをいふにたいは考へておりますが、保育所につきましてはすでに予算的措置もできておることでありまして、これはなお研究の余地があるのではないかと、さういふふうには考へております。保育所を絶対に排斥するといふような気持は毛頭ございせん。ただ法の建前からいいたしまして、保育所を規定いたしますことはい

かがというふうにお考へております。○松永(佛)委員 実は私も今御答弁のごとく大體考へておつたのであります。御当局にとつて幸であるか不幸であるか知りませんが、参議院の方の阿派社会党から学校給食法案というものが昭和二十九年二月十六日付で議員提案として出ております。もちろん予算措置その他について多少無理な点はあると思いますが、これには相當飛躍的な条項が出ておまして、これを見て大いに食欲をそそられたといふようなことにもなるわけでありませう。われ／＼は現行予算の範囲において、よりよき法案をつくつて後に残したいという希望からさういふことを申し上げるのであります。特に私は各学校において栄養士を置かなければならぬといふことを食生活改善の第一歩として法案の上になつて行くといふことと、第二は一定の基準を設ける衛生施設、それから給食専任職員に対する絶えざる健康診断並びに保育所等をひとつの学校給食法に加えていただいで、この学校給食法をよりよきものにして有終の美果を得るという基本的な建前から考へておるのでありますが、さういふふうな考へておるのでありますが、いづれあつて委員長にお願ひしまして両委員会の懇談会等に移つて、文部委員の方々の忌憚なき御意見も承り、われ／＼の希望も申し上げて御賛同を得たいと思ひます。一応私の質問は打ち切りますが、あとでまたさしていただきます。

○辻委員 岡良一君。○岡委員 昨年の暮に、衆議院の方で食生活の改善と食糧の自給増産に關する決議案が院議で通過しており

まするが、この内容は御存じのように粉食を普及せしめる、そのことを中核として国民の栄養改善、同時にまた階級の普及、農村経済の振興、ひいては国際収支の改善、いろいろないわば一石三鳥、四鳥の効果をねらつての意思を表示し、政府にその実施方を強く要望したわけなので、そのときにも当然常識的に考へられるのは、おとなの場合にはなか／＼食生活の改善は言ひにやすくして行ひに於ては、小さい子供たちを学校で集団的にこのように指導して行くとするならば、これがまず実践の具体的な糸口であるという事を強くその当時われ／＼も思い合せておつたわけなので、政府の方でもこの決議案に於いて食糧に対する協議会を設置されておられるのであります。そこでわれ／＼のこの決議案の趣旨を實踐する突破口としての学校給食の立案の過程にあつた、文部当局の方では食糧に対する協議会との間に何らかの連絡があつたのか。またその趣旨をいかようにそこに生かそうとしておられたか。その点について具体的な折衝の過程があり、また内容的に具体的な問題があるならば、まずお伺いしたい。

○近藤政府委員 内閣に食糧対策協議会が設けられまして、関係委員が任命され、また関係大臣といたしまして文部大臣もこれに参加しております。その際に主として検討されました議題は、食糧管理特別会計の機構の問題並びに食生活確保のための方法あるいは米価の問題等であつたと記憶しておりますが、その際の御意見といたしましては、国民の食生活を改善するためには、まずその突破口として学校給食か

らこれを開始することが一番近道であるという御意見が出たことも記憶しております。そこでそういう線に沿いまして、私も学校給食を大いに推進し、かつ普及させねばならぬという考えを持つておるのでございますが、ただいまのところは具体的に結論がまだ出ておりませんので、それを実施面にどう盛るかということにつきましては、まだ結論はつきり出ておりません。

○岡委員 政府の御提出の給食法案を見ましても、私どもの衆議院における院議をもつて決定した意思にこたえるところが非常に乏しいという点を私どもは非常に遺憾に思つておるわけでありまして、いまでもなく四面海に囲まれたわが国であつてみれば、いざまたのときには食糧事情の逼迫というものが致命的な事情を起すことは、これまた当然常識上からも考えられるところであるとなれば、食糧の自給とそれをねらつての突破日としての学校給食というものは、もつと／＼整備した責任ある態勢において実施すべきものであらうと思つております。しかしその点について実は先ほど来私は重ねて希望いたしておるのではありませんが、やはりそういう観点から見れば、学校給食の問題はひとりこの目的にわたつておる学童の日常生活における食事の理解とか、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養ふとかいうことだけでなく、やはり国の経済事情、農村の経済振興、あるいはまた国の今日の赤字に追われておる国際収支の改善、そうした経済的背景あるいはまたそうしたわが国における大きな経済的のなすをささえる支柱としての重要な役割

を持つておる。こういう認識の上に給食法案が出されていらないのではないかと、いふ点を非常に遺憾にも思ひ、またそういう点については農林大臣その他関係の担当の方々に御出席を願つてこの給食法案の背景をなす諸般の事情を究明して、これらの究明の上に打出された学校給食法案というものを総合的に検討することがこの法案に対するわれ／＼の正しい態度ではなからうかと思つておるのでありますが、関係の方もおいでにならないような事情でもありますし、また厚生委員会は直接担当してないという事情もありますので、その点非常に遺憾に思つております。

そこで具体的にお伺いをいたしますが、この法律案によれば単に小麦ないし小麦粉等の売渡しのついでに、そういう言葉は好ましくないものであります。が、いわば主食の部分についてのルート、また操作についての規定しかありません。これのみをもつてしては、もちろん学校給食は完全になるものではないし、現在行われておる学童給食もそれ以外のものによつて栄養の補給が行われておるのでありますが、こうしたいわゆる従来の観念における主食の操作、そのルート以外のもは今後何によつて補つて十分なカロリーを子供たちに供給しようとしておられるのか、こういう点についての御方針が、つたから承りたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいま学童給食を実施しております物質でございますが、御指摘のようにパンの材料になります小麦がまず第一でございます。これにつきましては、この法律案の上にも小麦の売渡しについて規定を

設けておりますが、これ以外に学童給食といつたしまして、脱脂粉乳、脱脂ミルクを利用いたしております。これは動物蛋白質において非常に豊富な量を持つており、しかも低廉という面から学童給食にはこの脱脂粉乳を必ずつけるといふ方向に指導しております。大政府といつたしまして、直接指導しておりますのは、小麦と脱脂粉乳の二つでございます。この脱脂粉乳につきましては、これは財団法人学校給食会という団体がございまして、これが全国的に仕事をしておりますが、これが直接脱脂粉乳を輸入いたしまして、これを各地区の教育委員会に配付するという仕事をいたしております。そして教育委員会がそれ／＼各学校に配付するということになつております。そのほか学校給食といつたしましては、副食がこれに伴うわけでありまして、この副食の物資につきましては、政府といたしましては全然関与いたしておりませんが、この副食に対する栄養基準その他につきましては、もちろん厚生御当局的協力を得まして指導をいたしております。従いまして繰返しますが、小麦とそれのほかに脱脂粉乳につきましても、政府がいろいろ／＼お世話を申し上げておる次第であります。

○岡委員 多少専門的な話合いにもなると思ひますが、極本君もおられますので、あわせて御答弁を願ひたいと思ひます。この給食法案によりまして、結局国が事実上操作に對しある程度の責任を持つて関与するのは、小麦粉あるいはその原料となる小麦である。そしてまた脱脂粉乳、脱脂粉乳等につきましても、当該教育委員会等がお世話をすることにして多少の予算は見てあ

る。ただ問題は發育盛りの子供にしてみれば、そのほかにどうしても必要なのは各種のビタミンとかカルシウムである。そこで学齢に達した子供から規定の小学校六年を終了するまでの年ごろの子供にとつて、栄養上特に重点を置かなければならないものは、こうした穀粉的な小麦、パンというふうなものであるのか。それとも蛋白質としての脱脂粉乳あるいは粉乳あるいはカルシウムとかビタミン等がおもに見るべきものであるのか。もちろんこれは総合的に栄養として見なければならぬと思ひますが、その点この法案では非常に重要な蛋白質あるいはカルシウム、ビタミン等についての顧慮が足らないのではないかと、こういうふうに考えられるのであるが、こういう点についてわれ／＼としては、親として納得の行くような御説明また今後の御方針を承りたいと思ひます。

○近藤政府委員 この法律の面におきましては、ただいま御指摘のようなことを規定してございせんが、これは実際は指導をもつて通牒いたしておるのでございまして。たとえばカロリーは六百カロリー、それに熱量の源として主としてパンを充当する。パンは一回大体百グラム、それから動物蛋白質につきましてはミルクをもつて充当する。ミルクは大体一回二十グラムという基準、そのほか所要の脂肪あるいはビタミン等につきまして、一定の基準があります。これは厚生当局の御協力によりまして基準をつくりまして、その基準を流して、その基準に当てはまるように指導をしておるのでございまして。従つてそういう点につきましては、十分配慮しておるのでござい

ますが、法律にそれを規定するかどうかという問題になりますと、これはいろいろな事情がございまして、法律に規定するよりもむしろやはり指導で行つた方がよいという観点からでございます。何も物資につきまして、脱脂粉乳が全部ではございません。脱脂粉乳だけが、たとえば動物蛋白質を最もよけいとするものなどというふうなことでございせんが、ただいまのところにおきましては、脱脂粉乳が最も理想的な食品であるという観点から、さうに指定しておるのでございまして、将来あるいは脱脂粉乳にかかわるよい品物ができて参りますれば、これにかかわることも考えられますし、いろいろな事情がございまして、実際の指導の面でこれを通牒しておるのでございまして、法律に規定するということがいかかというふうな配慮から、さうな取扱いをしておるのでござい

○岡委員 それでは将来この学校給食が漸次各地区に普及して行くというところに相なりまして、やはりその土地土地の食習慣もあり、またいろいろと食糧材料の供給に関する立地条件も異なつて来る。従つてそういう場合には、やはりそれ／＼の立地条件に應じたような総合的な栄養の供給というものが、現実の課題になつて来るわけなんです。そういう場合には、これは指導をすると言われるのでありますが、具体的にどういふふうな指導をなさるわけなんですか。たとえば酪農地域において小学校に給食をやるといふ場合は、何もわざわざ輸入した粉乳をもらわなくとも、生乳でやつて行けるわけですか。こういうふうな具体的な



場合、融通性を——いわば立地条件を十分生かして指導するというような御方針なのであります。

○近藤政府委員 お話の通りでございます。何も輸入した脱脂ミルクだけを飲まなければならぬということとはございませんで、指導といたしましては生乳でさしつかえございません。ただ私どもの指導しておりますゆえんものは、所要の成分のみで規定できませんので、やはり結局負担にかかつて参りますので、その面からいろいろ／＼勸誘いたしまして、ただいまのところ脱脂粉乳を指導しておりますでございますが、酪農地帯におきまして、牛乳がふんだんに入手できるというような場合、あるいは脱脂乳が／＼入るといふような場合におきましては、それにかえて一向さしつかえございません。かような指導をしております。

○岡委員 もちろんミルクと生乳では、価格の問題などいろいろ／＼実施上の難点もあるかと思いますが、とにかくにもやはり広く普及せしめて行こうとするならば、学校の所在地におけるそうした立地条件を十分考慮に入れて、融通無礙にあらゆる栄養物資を総合的に活用するという顧慮が必要だろうと思つたので、お伺いしたわけなんです。

もう一つお伺いしたいことは、特にビタミンの供給はやはり養育盛りの子供たちには非常に必要なものであります。ところがビタミンの供給というものは、日がつたつて非常に急激にビタミンが減少する、あるいは加工調理の過程において熱を加える、塩を加えるというやうなことで、そういう技術によつて、せつかくのものが非

常に大きなロスを出して来るもので、そういう非常に微妙なものなので、しかもこれは不可欠なものなので、単に六百カロリーを必要とするからそれでいいというカロリーの計算以外に、不可欠な条件として、こうした無機塩類なりビタミンというものがあつて、こういうものを総合的に遺憾なく子供たちに供給し得るといふ、それだけのレベルに現在の学校の給食施設が達しておるかどうかが、レベルに達しておつておれ／＼の納得し得るやうな指導がなされておるかどうかがという点に、私も一抹の危惧なきを得ないのであります。そういう点についてこれまでいかが取扱つておられるか、また今後どういふふうに御指導なさるおつもりでありますか。

○近藤政府委員 先ほどの地域によつて栄養基準等につき適当な配慮をするという問題につきましては、これは私もさう考へております。ただ全国的に考えます場合には、やはり経済的負担といふことも考慮いたしまして、ただいまのところはカロリー源になりますパン、それから動物蛋白質の源になります脱脂粉乳といふことを基本に考へまして、それに副食を加え、その他の脂肪分とかあるいはビタミンとかいふやうなものをとるやうに考へております。なおビタミンにつきましては、ただいま学校給食用の小麦粉を配給する際に、ビタミンを加味いたしました小麦粉を配給するやうにいたしております。これは農林次官と文部次官の共同通牒によりまして、学校給食用小麦粉配給実施要領というものが出ておりますが、これによりまして、当該小麦粉は栄養素の強化を施したものと

とするやうなことになるております。いわゆるインリッチされたものであります。ただいまの学校給食用の小麦粉につきましてはビタミンが加えられた、いわゆる強化された小麦粉になつておりますので、こういう点につきましても厚生省の御協力を得まして十分な配慮をしておるつもりであります。なお将来ともそういうやうな栄養価を高めるという点につきましても、研究を進めて参りたいと思つております。

それから、こういう栄養基準を引上げることに付いて、各学校にその受入れ態勢ができておるかどうかがという問題であります。この点につきましても、何と申しましてもやはり給食の沿革からいたしまして、都県地においてこれが先に進んで参つた関係上、都県の学校につきましてもはきわめて進歩した組織を持つておるのでございまして、従いましてそういうところにつきましても、相当普及されておるのでございまして、また栄養基準の引上げにつきましても、私も以上いろいろ／＼な配慮をしており、きわめて好ましい状況にあるわけでございます。一方これが町村に入りますと、どういたしまして、まだそういう面について私どもの指導が足りないせいか、あるいはまた経済条件の変化によりまして、まだ十分給食を普及徹底するやうなところまで行つておりませんので、今後私どもの主として力を入れなければならぬのは、そういう農村の方面にやないかというやうに考へております。今後そういうやうな地域に對しましては、漸次普及するやうに検討を進めたいと考へております。

○岡委員 そういうやうな学校給食をするとなれば、各地域の立地条件に応じて、政府が支給する小麦粉、ミルク等のほかに、やはり生鮮食料品なり、その他必要とするものを供給して行く、そういうことを広く調査し、そして適正な基準を設けて行くというやうな仕事は、文部省では今たとえ何課が担当しておられるのですか、厚生省では、国民栄養の実態調査については、相当な予算をさいてやつておられるが、こういう調査というものは、学校給食の実施に際して、その重要な参考のデータとして活用されておるのかどうか。こういう点について今後のお取扱ひの面をひとつ伺いたい。

○近藤政府委員 私どもの管理局に給養課というのがございまして、そこが中心になりまして学校給食の仕事をしております。なおこれに對しまして、諮問機関として学校給食分科審議会という機関がございまして、これには関係省からも御参加を願ひまして、ここでいろいろ／＼学校給食に関する基準、栄養基準、その他につきましても検討をいたし、御審議願ひまして、成案を得ました上でこれを各地方の教育委員会に流すという取扱ひをいたしております。この学校給食分科審議会と申しますのは、そのものは、文部大臣の諮問機関でございます。保健体育審議会がございまして、この保健体育審議会が一分科会なのでございまして、ただいまきわめて有効に、また効果をあげて運営されております。

○岡委員 しかし私は、そうあなたが自画自讃されるほど効果をあげた運営にやないやうな気がするわけなんです。元來厚生省が相當なエキスパート

を集めて、そして国民の栄養の実態については専門的な調査を進めておる。その調査に基いて、国民の栄養はそれだけの生活環境なり年齢層において考えらるべきだ、それには何をもちて補給すべきだという結論さえも出しておる。厚生省がそういうことをやつておるかと思へば、一方文部省の方ではこれをあまり重要視しないで、学校給食法、ここでは、どちらかというところ専門的でない諸君が、いろいろ意見を総合してやろうとする。農林省にもまた生活改善課というものがあつて、予算を持つて、農村の生活改善並びに食生活の改善をうたつておる。国民の栄養行政などというものは、これこそほんとうに一本にしなければならぬんじゃないか。せつかく国民の税金で相當な予算を持つて厚生省が調査をし、一つの基準を出しておるのだから、この基準を実施させる責任をやはり厚生省が持つやうな体系に持つて行かなくては、ほんとうの意味での国民の栄養の向上はあり得ないし、食生活の改善もあり得ないのじゃないか。せつかく学校給食法ができて、結局この法律に基いて今後は新しいスタートをするのである以上、栄養基準についてはもつと総合的に、六百カロリーなどという機械的な水準を考へないで、カロリーは、ビタミンは何で供給するのだ、カルシウムは何で供給するのだ、それぞ

れの地域の立地条件に應じてどういふ手があるのだというやうなこと、またその加工についても、先ほど申しましたやうに、ビタミンなんて日がたてばすぐ飛んで行く——日本人の体質上、脚氣という各因にない病氣があるが、これにしても最近の研究によれ

ば、何も年ごろになるから脚氣になるのじやない。もう小さいときからのビタミン不足が積り積りなつておる。といつて、それでは小麦粉の中に多少そういうものを入れておるから、それでビタミンBが確保されるなどということ、これは古い学問なんです。そんなことをしたつて、それでビタミンBは尽されるものではない。玄米でも、一年放置しておけば、ビタミンBは八〇%出てしまふ。だからそういう具体的、栄養に關する専門的な知識を中心として、せつかく子供たちの栄養を高めてやろうというならば、やはりこれを総合的に、ほんとうに子供たちの栄養を高めてやろうという具体的にやる。それにはどうも現在の機構がばら／＼なんです。そういう点では、この法律にうたれた目的の一半もなか／＼達し得ないのではないかと、いうことを私は非常に心配するのです。

いま一つは、ロスがある。非常に大きなロスがある。これは費用に換算して出してみたら何百億に達するものであろう。その資料もあるが、相当なロスです。それは単にしろとが加工する、あるいは一片の通牒でもつてそのようにやるといふ形だけのものであるから、實際問題としてやはりその地域の事情に應じた取扱ひがでないといふところから、大きなロスが出て来る。せつかくの資源の活用という観点からも、子供たちの栄養のために、やはりこういうものもちやんとロスのないようによつて行く。こういうことについては、何も一学校に一人の栄養士がおるといふようなことでなくて、やはり保健所なり、あるいは教育委員会なり、また数校に一人の栄養士なり

を置いて、栄養士の指導のもとにロスのないようになり、しかもわずかのものをより活用しながら、総合的に子供たちに栄養を供給してやる、こういう手段が講じられなくてはならぬまいと思ふわけだ。そういう点については当局へお願いするだけじゃなくて、文部委員の皆さんにもお願いをしたいと思ふ。ぜひともそうしていただかないと、ほんとうの意味の学校給食の実があらないのではないかと思ふのです。これまでの経験から見ても、これはその点が心配になるので、こういう点を十分御勘案願ひたいと思ふのであります。

それからもう一つお伺ひしたいのは、私も多少人間の体を取扱つておる立場の者から考へてみますと、何といつてもこの学給児童よりも大切なものは、もつとそれ以下の、零才から六才くらいまでの子供たちである。これは脳の重量をはかつてみても、体重のふえ方を見ても、この時代が一番カリを必要とする。この時代が一番合理的なカリとなり、栄養素を必要とする発育年齢なんです。そういうことから、保育所の方でも、学校給食になぞらつたような給食がこれまで実施されておつた。今度の予算を見ましても、やはり脱脂粉乳なり、あるいはまた小麦粉等についても、予算面では一括してそういう措置がとられておる。ところが一方学校給食は、今度の学校給食法案によつて新しくスタートする。言つてみれば、これまで二人三脚で歩んでおつたものが、一方何かしら切り離された学校給食法というスター・ラインに立つて来るというふうなかつこうになるわけでありまして、これはやはり国民の栄養という観点から見ると、保育所に収容し得る子供の時代に十分な栄養を供給しなければならぬ。またここに収容されておる子供たちが、学給児童よりもつと栄養を要求する実情に生理的にあるわけだ。ここで補給をし、さらに学校給食で今度はそれをコンクリートするといふような形に持つて行くのが、この法案の目的にうたれた趣旨にほんとうにかなうゆえんではないかと思ふ。先ほどの松永さんの御質問に対する御答弁を聞いておると、何か法律の体裁上、ちよつと保育所に關しての規定を入れることがどうかと思ふという御答弁であつたかのように思ひますが、問題は何か法律の体系を形式的に整備するといふことではない。實質的にこの給食法案にうたれておる目的を大きく果し、充實させるということからすれば、やはり保育所の子供たちに対してもこの程度の措置は一括とる。法律をもつて、國が責任を持つてやるといふ体制に持つて行くのがほんとうではないかと思ふのです。そういう点で、これはいづれまた文部委員の方々にいろいろお願いしたいと思ひますが、これまでも本年度は込みになつておる。これを一方だけ学校給食のわくの中に入れて、ここで新しいスタート・ラインを引いて出発をするといふことになると、何もびつこを引くわけではありませんが、やはりそこで何となく保育所の子供たちがバスに乗り遅れるといふ心配を私も感じるわけで、しかも實質上の問題としては、今繰返して申しますように、保育所の子供たちこそ個人々々の健康の一番の根本がここにある。あらゆる栄養を要求しつづける生

理的状况に置かれておる。これが何かしら除外をされるような取扱ひを受けるといふことは、これは實質上国民の栄養の起点としての学給児童というならば、ここまで應酬を廣めて行くのが当然のことだと思ふので、この点は十分お考えをおき願ひたいと思ふ。私はこのことを心から希望いたします。あと關係の方がお見えにならないようでありまして、一応私の質問はこの程度で打切つておきます。

○辻委員長 降旗總務君。この学校給食を拡充するといふこと、ひいては国民の食生活を改善するといふこと、これはまさに重大な問題でありまして、各党において非常な熱意をもつて臨んでおる問題であります。従つてただいま閣委員の申されましたごとくに、昨年の暮れは本會議にこの決議案を上げし、満場一致の賛成を得ておる。そこで私は、学校給食の問題について、各条章についていろいろのお考えのあることは当然でありまして、私は根本的に言ふと、現在数百萬の学童を相手にして、しかもこれはど世間で騒がれておる学校給食に費されておるところの国費はわずかに十七億四千萬である。もしこれを逆説的に言つて、この十七億の國の予算が二倍の三十四億になつたとするならば、学校給食の現在の事情というものは面目を一新するだろうと私は思ふ。すなわちその条項を整備するといふこと、法律を整備するといふことは、もとより当然でありますけれども、その実体をなすところの予算をいかに獲得するかという熱意が、各政党と当該所管省になかつたならば、なかなか推進することのできない問題であ

りまして、いわんや今日國家の財政經濟の現況から申しますと、緊縮予算で行かなければならぬ、こういう立場からいふと、何とかしてわれ／＼が国民ともにその財源を捻出するといふ方法もあわせて考えなければならぬじゃないか、こう思わざるを得ないのであります。そういう意味から申しますと、昨年の冬の本會議で各党の共同提案したところによりまして、いわゆる外米にかえるに外米をもつてすれば、そこに数億圓の余剰金が生ずるじやないか、この金を学校給食のために、國民の食生活改善のために使うことができるのだ、なぜしないか、こういう意味であつたのであります。そこでこの点につきましては、自由党におきましてはもとよりであります、社会党におきましては非常に熱意を示されまして、閣委員あるいは三宅、杉山、岡委員のごとき、改進黨においても中村委員のごとき非常に熱意を示されたのであります。それでこれを一つの計算から申しますと、もし外米五十万トンの輸入をそれに当てること、小麦によつて代位しようとしたらしますならば、小麦を六十四万トンの輸入いたしますと、大体外米と同等の食糧を得ることができるのであります。しかもこれによつて外貨の支払い額は三千八百萬ドル節約される。製粉の際に生ずるところのふすまは十四万トンの飼料輸入に相当するのでありますから、これに該当するところの約七百萬ドル、合計四千五百萬ドルの節約となり、さらにその上に政府の補助金は五十億圓、合計いたしまして二百億圓の余裕金を生ずることになりますのであります。

すなわち十七億円とこの二百億円というものを比べますと、学校給食の問題、国民生活改善の問題にいかにかゝるのかという道がわかるはずである。元来、議員立法が今日とかくの批判を浴びておりますゆえんのもの、議員立法は予算が伴う、こういうことであります、従つてわれ／＼がいかに法案を整備いたしましても、その整備の結果予算がないものであるといひますならば、政府でその予算を支出することができぬとするならば机上のプランたらざるを得ない。でありますから、私どもはこの学校給食、国民の生活改善のためには、今日ほど急なものは無いと思ふ。何となればわが国の産業経済というものは今日非常に逼迫してゐる。手持ち外貨はまさにその最低限の五億ドルを割るうとしてゐる。一体この日本の産業経済の危局をいかに切り抜けるか、今日の政治の重大問題と言わざるを得ない。そういう問題から言ひまして、いろ／＼の政策が考えられるであります。しかしながらこれらの政策を遂行するといふ熱意が、強き決意が政府にも政党にもあるといふところに、初めてこれらの政策が実行を期し得るのであります。この国民生活改善を遂行する、学校給食を拡充する、こういう国民一般のいわば国民運動すらなしめたるは、いかに日本の産業経済を振興しようとするよい政策があつても、これまたその全きを期することはできないと私は思ふ。國家の革命もそうでありまして、國民全體がその陋習を捨て去つて新しい生命に生きる、こういう氣持が國民全體にわき起つて来、政府目

体が、あるいは政党そのものが、その國民運動の先頭に立つてこれを導く、こういうことでなければならぬ。國の運命を切り開いて行くといふことはできないと思ふのであります。従つてそういう意味から申しますと、私はこの学校給食をさらに推進し拡充強化せしむるということについては満幅の賛意を表せざるを得ないのであります。これがさらに國民の生活改善の問題にまで及ぶとするならば、まさに私が今あげましたところの、外米にかゝるに外交をもつてする、その余裕金をいかにこの大國民運動のために使ふかといふことがあわせて考えられなければならない、こう考えるのであります。この問題は單に文部省及び厚生省の問題だけではないのでありますけれども、しかしながらこの学校給食を推進しようとする厚生省においても、文部省においても、かくのごとき問題を關聯の重大問題とし、國策の問題として取上げしむるということができなかつたならば、やはりこの学校給食の問題もその実現に阻害して見るべきことを期することができない、私はこう思ふのでありますから、特にこの点を要望いたしまして私の發言を終りたいと思ひます。

○辻委員長 滝井義高君。  
○滝井委員 ちよつと文部省にお伺ひいたしたいのですが、先般、日本の結核が最近非常に減つて来た。なぜ減つて来たかといふ／＼専門家の間で議論がされた。ところがまず第一に戦後——戦中もそうでありましたが、ツバルクリン反応実施、BCGをや、あるいは三十才以下の青年に対してレントゲン検査をやつて早期発見に努めた、同時に抗生物質、パス、マインシというようなものが非常に急速な進展を遂げて、これが結核の防止に非常に役立つてゐる、こういういろいろの観点、あるいは医師、看護婦等の技術が進歩したといふことも論議されました。しかしその中で見落してはならぬことは、三百万の学童に対して、蛋白質、脂肪等をとる上に学校給食が行われたという点であります。この給食といふものは、國民栄養の改善といふこととともに、日本の重要な國民医療の一つである結核対策の上においても非常に大きな役割を果して来たと思ふ。ところが現実の日本の客觀的な情勢は、文部大臣の提案理由の說明の中でも、世間の給食に対する関心が非常に高まつた、今や給食は拡充強化されなければならぬ、こう謳歌されてゐるわけですが、しかしさういふように大臣は謳歌をされてゐるが、今度出て来ておるこの法案を見ると、この法案によつて現状の給食からどういふ進歩がもたらされるかといふことなんです。しつて言へば、おそらくこれは現状の給食について法律がなかつたのを、ただ法律をつくつたといふだけの進歩であつて、そのほか何に進歩があるかといふことなんです。この点をひとつお伺ひいたしたい。

○近藤政府委員 この法律案でございますが、これは学校給食の目的並びに目標、あるいは小麦粉の売渡、経費の負担等について規定をいたしておるものであります。大體現状の線に即しまして立案されております。と申しまゝすのは、立案の過程におきまして関係省と十分打合せました結果、このような法律案になつたのでございます。現状の線を出ておるか、出ていないかといふことの御質問に對しましては、大體現状の線を維持して將來の發展を期待しておるといふふうにお答え申し上げます。特に学校給食の目標等につきましては、従来きわめて不明瞭な点がございましたものを、はつきりとここに明示いたしました点につきましては、この法律案におきまして最も特筆していい問題ではないか、かように考えております。しかし、この法律が現状にとどまるものであるならば、この法律をつくる意味がないじゃないかといふ御質問にあるいはなうかと思ひますが、私はさういふことは考えませんので、やはり今まで数年間学校給食の關係者が期待をしておりました線に一步前進したといふ意味におきまして、私はこの法律ができますことが最も望ましいといふふうに考えております。法律全体が現状のわくをかりに超えないとしても、やはり立法化ということが、將來学校給食が發展する一つの基礎をなすといふふうに考えまして、この法律をぜひとも実現いたしたい、かように考えております。

○滝井委員 今後学校給食進展の一つの基礎をなすといふことでございしますが、私はその基礎をなすといふことを一應認めたいのです。しかし現状において大體どの程度の学童が完全給食を受けておるか、同時に、不完全給食といふものはどの程度の者にやられておるか、全然やられてない者はどの程度のものであるか。この点をひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。  
○近藤政府委員 これは本年の二月の調査でございますが、パンとミルクと副食をとつておる者を完全給食と申しますが、完全給食を実施しておるのが四百五十五万九千人、これは学童でございます。それからミルク給食と申しますか、ミルクだけを受けております、その他自分の弁当等を持つて来ておる者が八百八十三万七千人でありまして、合計いたしまして六百三十九万六千人というのが、本年の二月の統計でございます。  
○滝井委員 学童總数に對するパーセンテージは……。  
○近藤政府委員 学童總数は、教員まで入れて約千五百五十万と考へますと、約五割ちよつとになるうかと思ひます。  
○滝井委員 今御説明いただきましたのは完全給食が大體四百五十万でございますが、問題は、この完全給食をどういふぐあいによつてはおりますか、その給食費が集まらないといふ現況が非常に多いののございします。これは私が現実に長くPTAの会長をやつて給食問題と取組んだ経験を持つておりますのでこれははつきりいたしておりますが、たとえば千人の学童がおりますと、實際に給食費を持つて来るのは七百人か八百人で、二割か三割の学童は給食費を持つて来ない。従つてさいぜん副委員長からその議論がありました、たとえば一回を六百カリ、なら六百カリにしようといひましたところ、たとえば二百五十円のお金で一箇月二十五日、一日六百カリでまかなつて行きたいといふ計画は、千人の学童がみなお金を持つて来たときにさういふ計画が成り立つ、ところが實際には七百人か八百人しか持つて来ないために、六百カリが四



百五十カロリーとか五百カロリーに落ちて行われる。しかし金を持つて来ない児童に食わせないというわけには行かない。そう考えますと、給食といものはいろいろのしつけを直すとか、偏食を直すとか、今私が申しました結核に対する対策とか、いろいろ肉体的、精神的、教育的な効果をねらつてやるものであります。そのためにむしろ学内の食生活に對してへんば偏見を抱かせる状態がわれわれのところ非常に出来て来た。従つていろいろ論議をした結果、完全給食をやめて、副食だけをやつて、弁当にパンだけを持つて行く、そして副食を供給しよう、こういうことになった。おそれくあなたの今御説明になった百八十三万というの、そういうことが原因になつて起つて来ていると思ふのです。われわれのところもそういう状況になつて来た。ところが副食の段階になつて来ると、やはり米納という問題が起つて来た。私福岡でございしますが、現在石炭界は不況で、賃金も支払えないという状態が出て来ている。そうしますと、これは経済的に考えると、一食だけでも弁当を持つて行かずに、家で食わすよりか給食の方が安くつく、ところがこれは一人くらいならばいいですが、二人、三人と学校にやつていると、給食の費用が、四人だと千円になる、これを月々現金では払えないといふことになれば、これはどうしても何とかしなければならぬという状態が出て来るわけですね。そこでわれわれは、町村に向つてこの給食の費用を、当時占領軍の小麦粉やミルクがありましたので、その半額を市町村の予算の中に計上せしめたのでありますが、一年

日は七百五十万円くらい私の市では計上しました。ところが二年目から地方財政が窮乏の状態を呈して来たことは御承知の通りであります。従つて榮養士を雇うところではない。PTAの費用の中から炊事費を出してどうにか細々と給食を続けて来たけれども、次々と七百五十万円の半額補助が打ち切られて、もはやどうにもならない状態が出て来た。そうしますと、この原案をよく見ますと、人件費は市町村が持つて、給食費は保護者が持ちなさい。しかも給食の中の小麦粉の売渡しにつきましては、農林大臣が文部大臣と協議して、給食の上から食生活改善のため必要があれば国が安く売ります。施設に要する経費は国が一部補助するが、その予算はわからないというやうなことでは、これは義務教育は無償であるといつていたのに、今年一年の教科書さえも断ち切つて、わずか四億四、五千万円の予算も断ち切つた政府ですから、そういうどうでもいいやうな法律ならば、これを断ち切ることはいさしいことです。だから、文部当局において、ほんとうに給食を推進して食生活の改善をするという基礎をつくり、これを給食の大前提としてのステップを踏む礎石たらしめようとするなら、政府が断ち切れぬやうな法律として閣議決定を出してやらなければならぬ。現実に参加院においてこれに比べてはるかにいい法律が出ておる。その法律についても、われわれは一応提案者になつておりますが、なおこれは満足でない点もあるわけですね。それは、進歩といふこと一言だつて現状からは言えない。むしろこれは現状に

とどまるという法律なんです。それをあなたの説明ではこれが一つのステツプになるといふなら、どういふ点から、具体的に今私の申し上げたやうな隘路が現実に出ておるが、それをいかに切り開いて行くか。現実になれぬところではみんな給食をやめております。私の学校も副食でやりましてけれども、生徒から金が集まらないから昨年からやめて、今年はやつておりません。こういう客観情勢がある中で、文部当局がこれを基礎にしてどういふぐあいに切り開いて行くか、その具体案を御説明願ひたいと思ひます。○近藤政府委員 学校給食は御指摘のやうに、パンにつきましては国が二分の一の補助をしております。その金額は約十七億圓計上されております。その他脱脂粉乳の補助金といたしまして、約五千八百萬圓計上されております。また学校給食の施設設備の補助金といたしまして、これは五千萬圓計上されております。金額から申しますと、御指摘のやうにきわめて僅少な額でありまして、これによつて学校給食を推進することはできないやうな感じがするが、いろいろ財政の都合等によりまして、その限度にとどまらざるを得なかつたのでございします。将来学校給食の予算を増額することにつきましては、さらに努力を重ねるつもりでおります。しかしながらただいままで行われております学校給食につきましても、政府の助成がございしましたほか、都道府県、市町村においても相当これは補助をいたしておりますので、それらによりまして今日まで漸次普及して参つておりますが、将来も都道府

県の助成を期待いたしまして、これを普及させたいというふうに考えております。それから学校給食費を払えない児童につきましては、御承知と思ひますが、これは厚生省所管に生活保護法がありまして、この生活保護法によつて給食費の払えない児童に對して給食費を負担するといふことを現に実施しております。ただいまそれによつて相当数の児童が救済されております。なおその生活保護法の適用を受ける者以外に給食費の払えないという児童が、これは御指摘のやうに確かにございします。それらにつきましては、ただいまのところは市町村の教育委員会あるいはPTAあるいは市町村の負担においてこれを支弁しておる実情でございまして、これらの点については、私もとして決してこれを等閑視しておるわけではございませんが、何とかできるだけの多くの児童にこれを普及させたいといふことにつきましてはいろいろ検討しておりますが、遺憾ながらただいまのところにおいてはどうしてもそこまです手がかかりかねまして、若干の者は市町村の負担において給食を受けておるといふやうな実情にございします。それらの点については将来も漸次改善する方向に持つて行きたいと考えております。○滝井委員 生活保護対象の児童について、これは大して問題はない。問題はボーダー・ラインの学童だと思ふのです。ところが今局長さんの御説明では、市町村の教育委員会あるいはPTA、こつとつしやいました。御存じのやうに、市町村の教育委員会といものは予算権を持たない。一切が市町

村長の予算の編成の上にかかつて来ておるわけですね。従つて現在教員の給料さえも払えようか、払えまいか、こつとつしやないのですから、何百人といふ給食費を持つて来ない児童がある。現実に学校の教師が年度初めの教科書の代金を立てかえておる。われわれのところではそれも払えないで困つてゐる。これはPTAで何とかしてくれといふ相談さへもあるのが実情なんです。また給食の子供に行く給食費を市町村が持つて、その前の給食をやる施設、それから給食の炊事婦、榮養士、調理士等の人件費をPTAに持つて来るという実情です。こつとつて来ると、これはもう給食といふものは國家がやるのじゃなくてPTAがやるという実情になつてしまふ。金は保護者が出す、現実に施設なんかPTAの寄付でやつておる。しかればお尋ねしますが、二十九年の二月に四百五十萬の完全給食がありました。その前の二十八年度の二月にはどうだったのですか、それが現実にはどん／＼増加の傾向にあるのですか、だん／＼縮小の傾向にあるのですか、これがはつきりすれば今後の給食の状態はある程度めどがつくと思ふのです。○近藤政府委員 これはただいま統計を持つておりませんが、概数として、二十八年七月現在でございしますが、これが完全給食とミルク給食と両方合せて五百四十萬、それから二十八年の十一月でございしますが、これが完全給食が四百二十二萬七千、ミルク給食が百四十二萬八千、合計いたしまして、五百六十五萬六千でございします。

○養井委員 そういたしますと、統計の上では非常にけつこうなことだと思ひます。今年の方が六百三十九万です。五十六万五千より六、七十万増加をしておるといふことになつて、これは傾向としては非常にいいことだと思ひます。その原因がどこにあるかは知りませんが、むしろ私の方の地区においてはもうどん／＼やめておる、減少傾向にある。しかしなおほかのところではそういう子供の持つて来ない給食費まで市町村でどん／＼出すところがあつてこれが普及をしておれば、これは傾向として非常にいい傾向だと思ひます。この法律を基礎としてぜひこれはやつていただきたいと思ひます。問題は、この養士や炊事婦等の入件費を一切市町村の負担にしておるのですが、こういう形では、だん／＼やつて行くと、義務教育費の半額国庫負担の例になつて、当然これは学校教育の一環をあげるもので、すから、そういうものも半額負担の中へ入れてくれという要望が必ず出て来ると思ひますが、文部省はどうしてこれだけを市町村におまかせして、その他の対象にしないかしたのであるか、この点を明らかにしていただきたい。

○近藤政府委員 ただいま学校給食の場合に経費の負担区分は実情がどうなつておりますか、それを検討いたしました結果、大よそ給食費用につきましても、いわゆる物資の費用その他多少の光熱費も附加されるところもございますが、大体物資の費用につきましてもは保護者がこれを負担するといふことになつております。それから入件費その他につきますのは、これは大体町村の教育委員会あるいは市町村自体がこ

れを負担するといふような形になつておりますので、その現状からいみまして大体そういう方向が適切ではないかといふふうに考えまして規定したのでございます。

○養井委員 いや、それはよくわかつておるわけですか。ところがこれはやはり教育の一環に携わる者で、私はこれはやはり一種の教育者でなければならぬと思ひます。これはただ給食の調理をするだけだから教育者じゃありませんといふことでは、やはり一つの学校という教育の場において教師と同じ立場で——これはおそらく養士とか炊事婦に対しても学童は先生々と呼ぶだろうと思ひます。そうしますと、その人たちの入件費だけを切り離して市町村で負担しないといふたつて、すでに市町村の財政は現在非常に苦しいことは、これはもう局長さんも御存じの通りです。ことしでもすでに三百六十億の赤字がある。今度のいろいろな地方税法の改正その他で百二十七億の財政上措置されざる赤字が出て来るといふことも、これは地方行政委員会等ではつきりして来ているわけですか。そうしますと、そういう苦しい地方財政の中からなお昨年よりか今年は給食費が五、六十万も人員がふえておるといふこういう情勢があるならば、ここをひとつ緊縮一番、こういう法律をつくらうといふで、人に人件費だけを見ても、十七億が降旗委員の言うように二倍にならなくとも、その人件費の半額だけでも見てやる。こういうこととなれば、百尺竿頭一歩を進めた法案として一つの進歩を見出すことができておると思ひます。そういう点でひとつどうですか、何とか考へて文部省の予

備費の中からでも何かからでも、あるいは政府には現在予備費があるわけですから、そういうものから出してやるという御決意があらうか、それとも依然としてそれはだめだといふ考えで行かれるわけですか、その点をひとつ局長さんの決心のほどをお伺いしたいと思ひます。

○近藤政府委員 学校給食の入件費と申しまして、これは主として調理人でございますが、パンを焼く者あるいは調理をする者でございます。これは大体現状におきましては教育委員会がこれを雇つておつて、その雇つておる雇員といふような資格におきましてやつておるのが現状であります。現に東京都においては大体そういうことでやつております。その中で、学校の教員で養士の資格を持つておる教員がこれを指導する、あるいは特別に養士が持つておる指導するといふような形になつておる。大體専門の養士が一人とその下で働く者が二人、三人、これはまあ学校の児童数によりまして変動がございしますが、大體そういうような形になつておる。大體そういうようにその人件費を國が一部持つ、持たぬといふ問題になります。これはやはりその養士の入件費といふ問題になります。またその雇員の人件費の問題でございますが、その点もいろいろ私は研究の問題があると思ひますが、ただいまのところでは國といたしまして予算の措置もしておりませんので、一応これは地方団体の負担においてやらざるを得ないのでございします。これは御指摘のように、あるいは地方財政の問題にも関連いたし

まして、将来やはり問題になるのではなからうか、かように考へておりますが、現状におきましては、やはり地方の負担においてこれをまかなつていただくよりほかの方法はない、かように考へております。

○養井委員 これだけでやめますが、今國が補助するといふ養士がその対象になるだろといふお話でありましたが、たとえば現在、これはまあ詳しく言つて長くなりますからやめますが、おそらく人口十万人の市は教育委員会が養士を雇つておるところは私は非常に少ないと思ひます。養士は割合高級の学問も受けているので女性としては給料が高いのです。従つてこれは私の市なんかでもおそらく一、二名ぐらいいない。各学校に、少くとも二校や三校に一名ぐらゐる養士を置きたいと思つても、これはことに十万そこ／＼の市なんかでは給料が安くて来手はないのです。そうしますと、これは相当高給をもつて抱えなければならぬ。ところが、現在われ／＼の市にも一名養士がおりますけれども、実際にはこれは一名ぐらゐる養士は、養士になつてしまふ。これは日本の通弊なんです。たとえば農業者で農家の技術者を雇いますと、これはいわゆる農家の生産技術を指導する技術者として働かない、事務屋になつてしまふ。私はこの前も予算案で、厚生省でも同じであつて、厚生省で医者は医師としての技術よりも事務屋となつておる。ところが現在の日本の技術の進展を妨げておる原因があるといふことを指摘しておいたのですが、その通りです。地方自治体のいわゆる技術屋さんが自分の技術をもつて指導してない。養

士も、現在われ／＼の市の教育委員会における養士はせい／＼、公民館における婦人学級の養士の講師であつて、現実に学校の現場に行き、いわゆる養士の、蛋白を何カロリーにするとか、あるいはどういふものを使つてどういふぐらゐに調理すればビタミンがこわれないかといふような具体的な指導をやつていない。これは教育委員会における前のにすわつた事務屋になつておる。せい／＼今言つたように公民館の婦人学級の講師ぐらゐが落ちです。これはなぜかと申しますと、教育委員会の人員が足りないから、だから事務屋になつてしまつて、外に向つては体裁上養士の一名ぐらゐは置いておかなければならぬといふので飾り物になつておるのが実情なんです。これを私は指摘しておきましたが、集団中毒やその他いろいろ／＼学校で起るといふことは、養士に関する専門家がいないところ、その原因がある。雇員の水準で満足しておるところにいわゆる学校給食における中毒事件が起る根本的な原因がある。従つてこれは百歩を譲つて、厚生省が今年の予算にこういうものを出すのならば、やはり何らかの形でこれは養士だけの経費でも補助するだけの努力をしなければ、こういう法案を出した価値はほとんどないといつてもいいのではないかと、ただ法律をつくつてやつたといふことだけでは、思ひます。この点くどういふ御答を養士の点にだけ限つてもう一回御答を願ひたいと思ひます。

○近藤政府委員 御指摘のように、養士の問題は確かに大きな問題で、学給食をやる以上は、各学校に少くとも一人づつ養士は置いて、養士の面

について十分指導を受けさせなければならぬという事は、これは一つの問題であると思ひます。現状におきましては、さうな学校もございませうが、さうでないところもあるというやうな状況でございまして、将来の指導の面をいたしましては、少くとも各学校に一名の専門の栄養士を置くという事は、これは理想でございませうが、私どももさうな方向に向つて今後努力を続けたいと思つております。現状は、遺憾ながらそこまで参つておりません。そこでならばこの栄養士の問題を推進するのにはどうすればいいかという事になりますと、これはあるいは御指摘のように、栄養士の人件費を国が持つという事になりますれば、これは推進されるというやうなあるいは御意見もあらうかと思ひますが、さういつた面につきましても今後とも私ども検討を続けるよりほか方法がないのでありまして、現状におきましては、これは学校におきまことは市町村教育委員会の負担においてやつておるやうな実情でございませうが、将来これを推進するために人件費を出すか、あるいはまた別途ほかの方法でこれを推進するように考慮するか、この点につきましては将来とも研究を進めたい、かように考へております。

をいや／＼ながらやむを得ずやつておるのだ、あるいは将来の小国民の体育とかあるいは食生活の改善とかあるいは教室に貧富の懸隔を持ち込で子供を悲しませ、さういふやうな事のないやうにするとか、いろ／＼大事な点について一休本気でやる気があるのかどうかという事を疑わしめるやうな感を持つのであります。学校給食は私どもの考へております点は少くとも義務教育全部に及ぼしたい、託児所とか幼稚園もこれはまことにけつこうなことであります。法律として学校給食法と銘打つて来れば、義務教育全体に及ぼしたいというのがまず第一の希望であります。それから委員各位からもまた局長からも申された通り、国はおかずにまでは及びませんけれども、少くとも子供の養育の点から見まして、パンの粉とそれから脱脂粉乳、この二つが大きな基本になつておる。現状は原麦の半額だけを国が補助をして、脱脂粉乳に対しては利子を補助する程度にとどまつておる。何とかこれも小麦同様にある一部を国が持つて、さうして奨励するやうな事に行きたいというのが第二の学校給食法の骨組みであると考えております。第三には栄養保護の家庭、しば／＼問題になつてゐる問題であります。生活保護を受けない家庭の子供であつて、しかも金が納められない、先生が自分の教養子に対して給食費を持つて来ないと言ふことは教員としては非常につらいことである。それで二百円の給食費を小さくわけて、二十四円出させまた十円出さすといふやうな出させ方でもとつておるやうであります。たえかねて教員の中に自分のお小づかいの中から黙つて

子供が出した形にして納めておる先生方も相当あるやに聞いております。またPTAの方々が、同じ自方の子供の友達に給食費が納められない、非常にさびしい思ひをするやうな事をさせないやうにといふ深い心配から、子供には知らせないでPTAの経費の中から出しておることも実は長年続いておる問題であります。この点は何とかして国として市町村、府県の協力を得まして解決をしなければならぬと思ひます。このことが非常に重要な問題であります。もしこれが法律的に解決せられなければ学校給食というものの意義は半減せられるものと考えます。さういふやうにこの学校給食の柱となるべき義務教育全体に及ぼすべきものであるといふことが一つ、それから小麦同様脱脂粉乳も扱われるべきものであるといふことが一つ、生活保護を受けていない家庭の子供であつて私えない、栄養保護家庭の児童に対する問題が一つ、しかしこれは扱ひ方がありまして、何でもかでも国が出すといふことになれば、給食費を出せる家庭でもあるいは出さないものがないとにも限りませんから、これは学校設置者において、すなわちその市町村において出せない子供の給食費を負担しておいて、さうしてこれをあるいは学期末あるいは年に二回とか三回とかの決算において、その三分の二程度のものを国が補助するといふことをどうしてもこの法律で明示しなければ、私は学校給食の成果は得られないと考へるのであります。もとよりこれは予算の問題であります。かつて本会議におきまして、当時大蔵大臣は米の輸入を大幅に減らして小麦にかへたい、まことに

けつこうな御意見でありました。先ほど降旗委員が述べられたやうなことを昨年の六月に大蔵大臣が言われたので、その通りひとつ思ひ切つてやつてもらいたいといふことを要望したものでありましたが、米の配給量を減らすといふことが政治的に非常に問題であるといふ点から、これは当時の大蔵大臣の演説だけに終つて実現を見なかつたのであります。これはさういふことによつても何としても大幅に国の経費を動かすことによつて、この栄養保護家庭の子供の分だけはこの法律でしていただくたいと思ふのであります。一兆円の予算に押えられておりますので、ただいままだここにこの法律をさよりに訂正するといふことはよほど困難であるやうな事は考へますけれども、しかし学校給食法を、少くともせつかく基本をここに置く場合において、あるいは施行期日を先にするもよろしいし、別途にまた方法を政府当局において勘案せられることもよろしいが、いづれにしてもこの学校給食法の基本だけはこの法律にうたいたいといふのが、私どもの、おそらく文部委員のほとんど全部の考へであらうと存ずるのであります。

そこで問題が少し重要になりますので、私は次会に大蔵大臣と農林大臣と文部大臣の御出席を得まして、この点についてひとつ十分な御答弁を願ひたいと思ひます。本日は私の希望を述べるといふとどめまして、私の発言を終ります。

〇辻委員長 杉山元治郎君。

〇杉山委員 もうすでに同僚委員諸君の質問で大体私の聞かんとするところも尽きて来たのであります。なほ少しばかり条文に従ひまして／＼と伺つてみたいと思ふのであります。

今田中委員、また降旗委員もお話になつておりましたやうに、昨年の暮れに食生活改善の決議案を出しまして、満場一致通過いたしました。ちやうど今日の食糧事情から見ますと、御承知のやうに二十八年度産米がやうやく二千万石ちよつと越したぐらいしか買入れられておりません。さういふやうなわけで、どうしてこの食生活を維持して行くか、さういふことに當面いたして行かなくては、十五日の配給を維持するために／＼と政府は苦心をしてゐるやうであります。さういふ際こそあの決議案を生かし、また食生活改善のために努力すべき非常な好機であると思ふのであります。遺憾ながらさういふは農林省関係の方がおいでになつておらぬといふことであります。から、それに対する質問はやめておきたいと思ひますけれども、農林省が熱海權想なんといふものを考へておられます。あの様子を見ても、相かわらず米食偏重の考へ方を擲つておらないといふ状態でございますが、私どもはさういふときにこそ食生活を改善し、米食偏重を直して行かなければならぬ、さういふ考へを強く持つておりますので、この考へのもとにつくられた学校給食法に対して、私は非常な敬意を表したいと思ふのであります。

そこで第一條に國民生活の改善に寄与するもの、さういふことを目的のうちにうたつておりますが、文部省はこの國民生活に寄与するといふのについてどういふ意圖を持つてゐるか。また何によつてこれを改善しようとするのか。大体今までのお話によつて様子は

うかがわれますが、はつきりとその点をうかがつておきたいと思ふのであります。

○近藤政府委員 ただいま問題についておきます国民の食生活の改善ということにつきましては、これは食糧問題の面から一つの問題でありますが、なおそのほか国民栄養の見地から当然食生活は改善して行くということが起つて来ると思ふのであります。今考えられておきますことは、食糧問題の見地から食生活の改善ということが唱えられておることと考えられますが、これがためにはやはり国民に対してまして粉食を奨励するということが一つの方法であらうと思つております。

政府におきましても、食生活改善協議会というものを内閣につくりまして御検討を願つておられますのもやはりその線があるのではないかと推察いたしてゐるのでございますが、粉食を奨励するといふ見地から申しまして、この学校給食が相当な役割を占めるということとは、これは多言を要しないことと考えております。今ただちに成人に對しましてうどんを食え、パンを食えといふことを申しまして、これはなかなか長い間、いわゆる粉食の習慣がついておられますので、一朝にしては改善は困難であらうと考えられますが、それにしてもやはりそういう方向に向つて改善を進めて行くということも一つのことでは方針でなければならぬと考えますが、特にこの児童生徒のうちから粉食を奨励するといふことがきわめて有効であり、かつ適切な方法であらうと考えられます。児童はまだこれは年令から申しまして白くも赤くもなる時代でありますので、この児童の時代から粉食にならさせますことは、将来におきましていわゆる食生活の改善という面に大きな寄与をなすものというふうに考えられます。この学校給食法におきまして、国民の食生活の改善に寄与するといふことをうたつておられますさういふ趣旨でございます。

○杉山委員 それではおにも粉食あるいはパン食ということとにも栄養の点、たとえば、先ほどお話のように脂肪、蛋白質あるいはビタミン、こういうものをもちて栄養を改善する、こういうふうに解してよろしいですか。

○近藤政府委員 さようでございませう。

○杉山委員 次に第三条の給食の範囲のところでありますが、これを見ますと、「小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校」というふうに相なつてゐるのですが、私どもが以前に食生活の改善の場合には、少くとも義務教育の中学校、一歩進んでは高等学校までこういう希望を持つておつたのであります。特に食生活の改善をし心身の健全をはかつて行く、こういうことにつきましては、さきに調査員もお話になりましたように、小学校以前の子供にこの点を進めて行かなければならぬのではないかと。なぜこの第三条に幼稚園といふものを省いたのであるかという点の一つの点と、それから義務教育の方の中学校まで及ばなかつたのかという点、その次に盲学校、聾学校といふのはやはり小学校程度の盲学校か聾学校か、この点についてちよつと伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 お答え申し上げます。まず盲学校、聾学校につきましては、これは小学部でございますから、

小学校の児童と同じくお考えになつてよろしいかと思つております。それから保育所でございますが、これにつきましては従来から私どももお世話申し上げまして、脱脂ミルクを輸入した際に保育所の分も一括輸入いたしまして、これを厚生省の方にわけつけて参つております。その面につきましては今後ともさういふ方針で考えております。それから中学校につきましては、これは理想に考えますれば、やはり発育期といつたしまして小、中を考へるのが私は筋だらうと思つております。しかしながらたゞいま現状におきましては小学校の児童のみを対象にして実施しておりますので、さういふ意味からこれを省いたのでございしますが、考え方といつたしましては、やはり中学校もこれに加えるのがあるいは理想ではないかといふふうに考へております。これは漸次さういふ方向に持つて行きたいと考えております。それから幼稚園でございますが、これにつきましては私まだ明確には理解しておりませんが、終戦直後アメリカから物資をいただきまして学校給食を始めた際になぜ幼稚園をはずしたのか、あるいは幼稚園をやつておつたのですか、その点ちよつとはつきりいたしませんので、なお調べました上で御返事申し上げますと思ひます。

○杉山委員 終戦直後にはやはり幼稚園にも脱脂粉乳などは配給されておつたようにも私も外から見て記憶いたしております。これはあるいは幼稚園でなくして保育所であつたかあわかりませんが、見受けたところ幼稚園のやうな部分もあつたやうに見受けるのであります。それはそれといたしまして、この法案の建前、目的から申しますと、どうして先ほどから申しましように幼稚園を入れないければ私はずそだと思ふのであります。これは予算の關係というなら、これはわずかな数ではないかとも思ひます。この法案の建前からいふと、ぜひ幼稚園を入れること。それから保育所の問題は、今お話のように法律の建前でたいへんめんどろになるからいけない、しかし従来通りいふと世話、關係はある。こういう点は一応考へられるのであります。とあとで相談のございしますが、法律の建前でさうするといふならば私どももこれは一応やむを得ないと考へます。できるならば私は先ほど申し上げたように、幼稚園並びに保育所といふものを少くとも法案の中に入れて行かなければ学校給食の建前から非常に欠けるところがあるのじやないか。こういうことを強く考へますので、その点を一応当局の方でお考えおきを願ひたいと思ふのであります。

○近藤政府委員 お答え申し上げます。それからその前の六条の第一の方の学校給食の運営に要する費用のうち「政令で定めるものは」と書いてありますが、施設の方ははつきりいたしましうものが学校の費用に入りましますか、先ほどお話のあつた栄養士なども人つておられるのかどうかという点を伺つておきたいと思ふのであります。

○近藤政府委員 まず先の方からお答え申し上げます。学校給食を受けております児童のうちで生活保護法の適用者でございますが、この調査は昨年の

て、この法案の建前、目的から申しますと、どうして先ほどから申しましように幼稚園を入れないければ私はずそだと思ふのであります。これは予算の關係というなら、これはわずかな数ではないかとも思ひます。この法案の建前からいふと、ぜひ幼稚園を入れること。それから保育所の問題は、今お話のように法律の建前でたいへんめんどろになるからいけない、しかし従来通りいふと世話、關係はある。こういう点は一応考へられるのであります。とあとで相談のございしますが、法律の建前でさうするといふならば私どももこれは一応やむを得ないと考へます。できるならば私は先ほど申し上げたように、幼稚園並びに保育所といふものを少くとも法案の中に入れて行かなければ学校給食の建前から非常に欠けるところがあるのじやないか。こういうことを強く考へますので、その点を一応当局の方でお考えおきを願ひたいと思ふのであります。

供の自尊心といふものを非常に傷つけますとともに、それを見る親もじつとしてゐることのできない状態であらうと思ふのであります。せつかくよい学校給食といふものがあつて児童のさういふ心理状態を傷つけないこと、また児童憲章によつて子供は平等に保護されて行かなければならぬのかかわらず、さういふことによつてかえつてじやまになつてゐるといふやうな問題をどう見受けますときに、これはじつとしてゐることのできない問題だと思ひます。ただ学校の先生たちに貧しいポケット・マネーから出してもらふとか、あるいは非常に貧弱な財政に困つてゐる町村の負担にするといふやうなことは、どうして見ても耐えがたい問題だと思ふのであります。さういふ問題については政府は十分に注意をして、これらの人たちがほんとうに一様に給食をするならば給食を受けられるといふ制度に持つて行かなければ、かえつてよいわざが悪い結果に及ぶといふことを私はおそれますので、その点についての政府の御所見をいたしたいと思ひます。

う手続はどういうようになされておりますか、その点をお示し願いたいと思うのであります。

たように、栄養改善法との関連におきましても、教育委員会法によりまして学校給食の際におきます栄養指導あ

るいは衛生管理その他につきましては、教育委員会が主としてやることになつておりますので、私どもの方の指

しましては教育委員会から随時検査その他を行つておるのでございます。定期的に何回やつておりますかどうか、

その点につきましては最近の資料がございませうが、教育委員会でそういう指導を行つておると考えております。

は、お医者さんもおるようによく見受けておりますが、そういうところはそういう点には非常に注意なされるだろう

が、どうもそうでない、われ／＼と同  
じように教育委員会も仕事の型はずい  
ぶん多いと思います。それでそれほど

点についてはなほだ疑問に思ふのであります。教育委員会にまかしておるといふことならばやむを得ませんが、それ

ういう点を嚴重に監督していただきたい、誤りのないようにしていただきたい、  
 こういふように希望するのであります。

それから最後に先ほど瀧井委員も仰せになつておりましたように、私どもの方から同じ題目の法案を出しており

ます。この法案の方がこの法案より数等まさつておると思うけれども、先ほどお話のように予算の点が今日の場合

等まさておると思うけれども、先ほどお話のように予算の点が今日の場合に多少考慮されますが、政府は御比較に



なつたと思うのですが、この兩派社会  
党の出しておる学校給食法とこれは正  
直どちらがいいのか、今日はやむを得  
ぬからこの政府提案のものを出してお  
るのだ、もしお金が許すならばわれ  
われが出しておる法案がいい、こうい  
うことについてひとつ政府の忌憚のな  
い御意見を伺つておきたいと思うので  
あります。

○近藤政府委員 参議院で御提案の学校給食法案を拝見いたしております。根本的に相違いたしておりますのは給食用の物資を無償で支給するようになつております点が根本的に違うのではないかと思います。その他ございませうけれども大きな問題はその点だろうと思ひます。そこで学校給食を実施する場合に無償でやることとはたしていいか悪いのか、これは私は相当議論があるのではないかと思います。そこで今優勢につきましてお話し上げることとはちよつとお許し願ひたいと思ひますが……。これはなか／＼議論のあることだろうと思ひます。

○杉山参員 議論になりますと何です  
から私の方はよしておきましよう。少  
くとも小学校が義務教育という範圍に  
おいては、これは義務教育であります  
から、教科書を切るなどということば  
非常な間違ひでありますとともに、少  
くとも子供の心身を守つて行くとい  
う、第二の國民をつくる、また知育を  
守つて行くという点から考えれば、給  
食の費用くらいは國家が持つても当然  
の話だろうと私は考えておるのであり  
ます。そういう点についてのいろいろ  
經濟上の論議はございまいしうけれど  
も、ここでは議論になり意見がわかれ  
るところになりましよう、また政府の

方もそれをはつきり言うのにはたいへんむずかしい点もありましようから、私は遠慮しましてこれで私の質問を打ち切つておきます。

○松永(佛)委員 この学校給食法案につきましては、いずれ文部委員会におかれましては、終論あるいは逐条審議が慎重になされることと存じますが、この法案の審議に並行いたしまして私どもの希望もおいれくださいますように、懇談会等のものを委員長におかれて適当にお開きを賜わつて、われ／＼の希望もおいれ願いたいと存じます。なお

していただきましたが、このわれ／＼の熱意も十分おくみとりくださいまして、どうかこの法案の審査とともに並行して、われ／＼の希望のための懇談会もぜひひとつ取上げていただきましたい、かように申し上げます。ありがとございました。

○辻委員長　御熱心に御審議をいただきまして厚生委員の各位にお礼を申し上げます。ただいま松永委員からの御提案につきましては、よく了承いたしました。まして善処することにいたします。これにて散会をいたします。

午後一時八分散會